

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年9月7日付けで行った保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、当初は令和5年9月1日から保護開始予定であったにもかかわらず、処分庁の都合により施設への入所が同月4日となったと主張し、本件処分が違法又は不当であり、本件処分を取り消し、同月1日からの保護開始決定を求める旨主張する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月15日	諮問
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）
令和7年12月18日	審議（第107回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法7条本文は、保護は申請者の申請により開始されると規定している（申請保護の原則）。また、同条ただし書は、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができるとしている。
- (2) 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定している。
- (3) 保護の開始時期について、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）第10の3は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすることと規定している。
- (4) 法11条1項3号は、保護の種類として、住宅扶助を挙げており、法14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるものと規定している。そして、法38条1項5号は、保護施設の種類として宿所提供施設を挙げており、同条6項は、宿所提供施設について、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とすると規定している。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、保護は申請者の申請により開始され（1・(1)）、保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とするとされているところ（同・(3)）、処分庁は、令和5年9月4日になされた本件申請に基づき、請求人が同日において要保護状態にあるものと判定し、同日を保護開始日として、法による保護を開始することとしたものと認められる。

そうすると、本件申請のあった令和5年9月4日を保護開始日とする

本件処分は、法令等の定めにより適正に行われたものであり、また、同月分の生活扶助費の算定について違算はなかったといえることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。

しかし、本件処分を取り消し、保護開始日を令和5年9月1日としなければならない理由がないことは上記2のとおりである。

また、請求人は、当初は令和5年9月1日から保護開始予定であったにもかかわらず、処分庁の都合で同月4日となった旨主張する。

しかし、本件施設への入居に当たっては、通常、午後1時から2時までの間に施設に行くことが求められ、かつ、事務所の職員の同行が必要となるところ、請求人が当初入所を希望していた同月1日は、保護費の支給日であり、担当職員は、午後1時30分からの支給開始に対応しつつ、受給者への書留の送付や家賃の振込等、支給に伴う各種の事務を処理する必要もあったことから、処分庁は、こうした状況を踏まえつつ、請求人の本件施設への入居に係る諸手続を滞りなく行うため、請求人に対して施設入所日を同月4日にすることを提案し、請求人がこれに応じたものと認めることができる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子